

別表2 (第27条関係)

契約終了に伴い受任者等に対して金銭返還を求める場合の基準

## 【代理援助】

事件の種別	手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金)返還額
自己破産事件	申立書準備中	30~100% (受任通知を発送したにとどまった場合 80%、標準は60%)
	破産申立て済み	20%
	破産決定済み	返還不要~10%
	免責審尋済み	返還不要
民事再生事件	申立書等準備中	50~100% (受任通知を発送したにとどまった場合 80%、標準は60%)
	再生手続申立て済み	40%
	再生計画案提出済み	20%
	債権者の意見聴取手続済み	返還不要
任意整理事件	受任通知準備中	80~100%
	受任通知書発送済み	50~80%
	返済計画案提示済み	20~50%
	和解成立	返還不要
一般事件	訴状・申立書等準備中	60~100% (標準は80%)
	訴状等提出済み	50%
	審理中	返還不要~50%
	審理終了	返還不要

## 【書類作成援助】

事件の種別	手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金)返還額
自己破産事件	申立書等準備中	20~100% (受託通知を発送したにとどまった場合 80%、標準は60%)
	破産申立て済み	10%
	破産決定済み	返還不要~10%
	免責審尋済み	返還不要
一般事件	申立書等準備中	60~100% (標準は80%)
	申立書交付済み	返還不要